





# なくそう！ 望まない受動喫煙

## ～マナーからルールへ～

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が改正（平成30年7月改正 段階施行）され、多くの人々が利用するすべての施設は原則屋内禁煙になります。

大阪府では国際都市として全国に先駆けた取り組みを行うため、平成31年3月に大阪府受動喫煙防止条例を制定しました。

### 【基本的な考え方】

<p>1</p>  <p>望まない受動喫煙をなくしましょう</p>	<p>2</p>  <p>子ども、患者等に特に配慮しましょう</p>	<p>3</p>  <p>施設の類型・場所ごとに対策が必要です</p>	<p><b>喫煙室の設置</b></p> <p>屋内での喫煙には各種喫煙室の設置が必要です</p> <p><b>喫煙室の標識掲示</b></p> <p>施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が必要です</p>
--	---	--	--

## 法令施行スケジュール

改正健康増進法

大阪府受動喫煙防止条例

改正法、条例に違反すると罰則の対象となることもあります。

20歳未満の方は、喫煙室への立入禁止です。（従業員含む）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
対象								
全ての方	2019年1/24 喫煙する際の周囲の状況への配慮を義務化							
第1種施設 (学校、病院、児童福祉施設、行政機関等)	7/1 敷地内禁煙 屋外に喫煙場所を設置できる							
	4/1 敷地内全面禁煙 屋外に喫煙場所を設置しないことに努める							
第2種施設 (オフィス、事業所、飲食店すべての施設)	4/1 原則屋内禁煙 喫煙専用室設置可 [経過措置] 次の要件すべてに該当する場合は、店内禁煙か喫煙かを選択できます ・2020年4月1日時点で、営業している飲食店 ・個人経営又は資本金5,000万円以下の飲食店 ・客席面積100㎡以下の飲食店							
※旅客運送事業自動車等を含む	4/1 従業員を雇用する施設は原則禁煙							
	4/1 経路措置で客席面積が30㎡以下の飲食店は喫煙の選択可							

### 介護保険施設等について

- 第1種施設 ●
- ・介護老人保健施設
  - ・介護医療院
  - ・指定介護療養型医療施設

- 第2種施設 ●
- 上記第1種施設以外の施設
- ・指定介護老人福祉施設
  - ・通所介護
  - ・通所リハビリテーション
  - ・短期入所生活介護
  - ・短期入所療養介護
  - ・特定施設入所者生活介護 など

- 注意 ●
- ・改正法では、プライベートな居住場所については、規制対象外です。ただし、共用スペースは規制対象です。
  - ・なお、病院、介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、居住場所には該当せず、規制対象です。
  - ・介護タクシー等旅客運送事業自動車等も第2種施設と同じ規制対象です。

【事業者のみなさんへの財政・税制支援等について】  
受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。



受動喫煙防止対策に関するお問い合わせは

大阪市受動喫煙防止対策 コールセンター

☎ 06-6244-7600

受付時間：平日（月曜日から金曜日まで）午前9時00分から午後5時30分  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

大阪市の受動喫煙防止対策の詳細や届出手続きに関することは、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市受動喫煙防止対策 検索

